

令和5年度 第7回埼玉地方最低賃金審議会

日 時 令和5年8月23日(火)
午前9時30分～
場 所 埼玉労働局 15階会議室

次 第

1 開 会

2 定足数の確認
公益代表委員 名
労働者代表委員 名
使用者代表委員 名

3 配布資料の確認

4 議 題

(1) 埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

(2) その他

資料

- No. 1 埼玉県労働組合連合会からの異議申出書（写）
- No. 2 生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出書（写）
- No. 3 埼玉県医療介護労働組合連合会からの異議申立書（写）



2023年8月2/日

埼玉労働局長 久地良 俊二 様

埼玉県労働組合連合会

議長 新島 善弘

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11

第1木村ビル2階

2023年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が示した目安を受け、8月7日に現在の987円から41円引き上げる「時給1,028円」を答申しました。

厳しい審議日程の中、公労使三者の合意として10月1日実施に間に合う日程で答申したことについては、事務局の埼玉労働局賃金室をはじめ、埼玉地方最低賃金審議会における公労使各委員の皆さんの努力に敬意を表します。

しかし、結論として今回の引き上げ額では、この間の物価高騰で苦しむ最賃近傍で働く労働者の生計費原則の視点からは到底納得のできる引き上げ額ではないこと、依然として東京都との格差が月額でおよそ15,000円もあり、私たちが意見陳述で主張した労働人口の流出による人材不足の解消という点からも納得できるものではありません。

よって、埼玉労働局一般公示第29号により、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

労働者の生活の安定、及び東京との格差是正のため、今後も予測される物価高騰に十分に対応し、さらに生活改善が図れる水準の引き上げ額にすることを求めます。

3. 異議の理由

生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に

最低賃金は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としていますが、残念ながら上記の改定額では隣接する東京との格差は、依然として85円（月額換算で約15,000円）の開きがあり、公正な競争力という観点から法の要請に応えたものとはなっていません。東京都との賃金格差がある限り、東京に隣接する埼玉県の労働者が、同一の労働でより高い賃金を求めて東京に職を求め、結果として人手不足を解消することができません。

実際に、全国的には千葉県をはじめ20を超える県で目安額を上回る答申を出しています。これは、大幅な引き上げによる中小企業への影響よりも、これ以上大都市圏との格差が広がる方が地方経済に与える打撃が大きいという判断から、目安額を大幅に上回る改定額を答申したものです。上乗せを決断した県が、埼玉県と比較して経済が安定しているといえないことは、審議会に提出されている全国の統計資料からも明らかです。それでも、これだけの県が上乗せ答申を出したことは、それだけ地方経済にとって、地域間格差による労働人口の流出が深刻であることを示しています。埼玉県でも、東京に流出する労働人口に少しでも歯止めをかけるためにも、埼玉地方審議会として格差を是正する改定額を示すことが、中央審議会への強力なメッセージになります。

また、コロナ禍・物価高騰という事情により、最も経済的影響を受け、厳しい生活を余儀なくされているのは、最低賃金額に大きな影響を受けるパートタイム・アルバイトなど非正規雇用で働く労働者です。

埼労連は、意見陳述の中で、当事者であるパートタイム労働者の厳しい実態も紹介するなど、現在の最低賃金制度の中で可能な限りの引き上げを求めてきました。しかし、結果として生計費原則に応える水準との乖離が依然として大きく、東京との格差が縮まらず、その差が依然として大きい点から、今回の答申額に異議をとなえ、コロナ禍・物価高騰で疲弊した地域経済を消費の点から立て直すためにも、さらに1円でも2円でも上乘せする改定額にすることを求めます。

以 上



2023年8月2/日

埼玉労働局長
久知良 俊二 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾
さいたま市南区南本町 1-16-9
フォーラム南浦和 4階
048-839-1052

令和5年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和5年8月7日に示された埼玉県最低賃金改正決定（答申）について、同年7月24日付で提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

埼玉地方最低賃金審議会は2022年度の最低賃金の改定決定について、時間額を41円引き上げて1,028円とする答申を行いました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。また、さらに地域間格差を広げる中央答申を踏襲したもので、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

7月28日に中央最低賃金審議会が出した2023年度の日安額は、全国加重平均で1,002円、引上げ額41円（4.3%）となる答申であり、ランク別の引き上げ幅はA「41円」、B「40円」、C「39円」で、今まで通り格差を助長する内容でした。専門部会の審議の中では「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率（3.3%）を上回る高い伸び率であったことも踏まえ」「今年度の各ランクの引き上げ額の日安を検討するにあたっては4.3%（公益委員見解）」を重視したとしました。しかし、これでは物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながりません。

さらに、今回ランク数が4から3へ変更され地域間格差の是正につながることを期待されていましたが、実際には前述のとおり格差是正を助長する日安額であり、日安どおりだと東京都と埼玉県の差は縮小しません。以前から議論されてきたように、東京都と埼玉県の最低賃金額に差があることに合理的理由があるとは思えません。また、全国での地域間の格差是正を求める奮闘と運動の広がりや、22年度は46.8%の道県が日安を上回り、今年度も15日時点で21県が日安を上回る答申が出されるなど、その声は年々広がってきています。

埼玉県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう2023年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。

以上

埼玉労働局長
久知良 俊二 様



2023年8月2日

埼玉県医療介護労働組合連合会
執行委員長 宮本 まき子
さいたま市浦和区常盤 5-8-1
イイズカビル1階
048-826-5475

2023年度埼玉県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、埼玉地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を41円引き上げ、1,028円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の埼玉県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は85円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上